

## 個人版私的整理ガイドラインのご案内

～東日本大震災により被害を受けられた皆様へ～

「個人版私的整理ガイドライン」の利用で、震災前からの住宅ローンなどが免除されます。

※債務の免除には、一定の要件を満たすことが必要となります。

### ●個人版私的整理ガイドラインを利用するメリット

(1) 生活再建に必要な資産（500万円（上限）・義援金等）は手元に残せます。

※被災状況、生活状況などの個別事情により減額があり得ます。

(2) 弁護士などの登録専門家が手続きをサポートします。また、国の補助により弁護士費用はかかりません。

※運営機関に登録された弁護士の費用に限ります。

(3) 債務整理したことは個人信用情報として登録されません。

※金融機関等がガイドラインの利用を理由として新たな借入れを制限することはありません。

詳しくは、お問い合わせください。

#### 【お問い合わせ】

一般財団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関コールセンター  
☎0120-380-883（受付時間：平日9時～17時）  
URL：<http://www.kgl.or.jp/>

## 【東日本大震災】住宅再建に係る補助制度の申請期限のお知らせ

### ◎令和2年12月28日までに新居への転居と補助金の申請を

これまで復興かわら版でお知らせしたとおり、東日本大震災による住宅再建に係る各種補助金の申請受付期限は次のとおりとなっております。（制度により申請のタイミングが異なりますので詳しくはお問い合わせください。）

**加算支援金：令和3年3月10日まで**

**加算支援金以外の住宅再建補助金：令和2年12月28日まで**

加算支援金は令和3年3月10日までとなっておりますが、その他の住宅再建補助金は令和2年12月28日までとなっておりますので、**住宅の建設・購入をする方は令和2年12月28日までに新居への転居及び住宅再建補助金の申請を行ってください。**

#### 【お問い合わせ】

町復興企画課 被災者再建支援室 ☎0193-82-3111（内線371、374）